

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第146号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年8月11日 08時50分ごろ	
発生場所	関門港門司区第4船だまり 山口県下関市所在の彦島導灯（後灯）から真方位112° 1,540m付近 （概位 北緯33° 55.5′ 東経130° 56.3′）	
事故等調査の経過	平成23年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第一平成丸、199トン	
船舶番号、船舶所有者等	131331、有限会社久万海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ曲欠損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、関門港門司区第4船だまりで着岸作業中、平成23年8月11日08時50分ごろ船尾船底に衝撃を受けた。 本船は、船体、機関、そのほかに異常がなかったので通常の航海を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期	
その他の事項	本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約3.8mであった。 海図によれば、乗揚場所付近の水深は約4.6mである。 船長は、乗揚場所付近の水深が海図記載の水深よりも浅いと感じていた。 船長は、関門港門司区第4船だまりへの入港が200回以上あった。 船長は、第4船だまりでは潮流に圧流されるので、着岸作業に際して後進を強くかけるようにしていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、門司区第4船だまりで着岸作業中、船長が、第4船だまり内で反転して着岸する際、潮流に圧流されないように他の場所での着岸作業に比べて後進を強くかけたことから、同船だまり内の浅所に船尾が乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門港門司区第4船だまりで着岸作業中、船長が他の場所での着岸作業に比べて後進を強くかけたため、同船だまり内の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	